

## 遺体保管所等に関する維持管理計画書

年 月 日

（あて先）千葉市長

事業主 住 所  
氏 名 (※)  
電 話 ( )

（※）法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱第4条第2項第3号の規定により、管理及び運営について次の事項を遵守します。

### 1 遺体保管所等の名称

### 2 遺体保管所等の位置

千葉市 区

### 3 遺体保管所等の管理及び運営に係る事項

#### ア 遺体の保管に関すること

※遺体安置用冷蔵庫等により適正な保管方法を講じること。

#### イ 通夜・告別式・花輪の設置に関すること

※葬祭場の敷地内で行うこと。

**ウ 遺体・ひつぎの搬出入における視認に関すること**

※遺体又はひつぎが外部から視認されないよう努めること。

**エ 防音・防臭対策に関すること**

※葬儀等に関する音や線香その他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備面その他で対策を講じること。

※遺体保管所等から発生する音や振動が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう配慮すること。(例：エアコン室外機など)

**オ 廃棄物・排水の適正処理に関すること**

※遺体保管所等から排出される薬剤や洗浄液について、住環境を損なわないよう規制基準等を目安とし必要な対策を講じること。

※共下水道へ排水する際、水質に問題ないことを確認すること。

※排水の放流について、河川、その他の公共用に供している排水施設に接続すること。

※廃棄物は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

**カ 交通安全対策に関すること**

※葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車防止策を講じること。

**その他**